

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市大野原町萩原土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）高尾上池地区）を行うことについて令和4年4月7日認可した。

令和4年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造